

「セブンCSカード規約」一部改定のお知らせ

2021 年 10 月 10 日をもって「セブンCSカード規約」を改定いたしますのでご案内いたします。

主な改定箇所は以下のとおりです。

■セブン CS カード規約 新旧対照表 (2021 年 10 月改定)

現 行	改 定 後
第7条(弁済金等の支払方法等) (3) (2) ①の弁済金(⑦による変更後の弁済金を含む)、②の1回払いによりお支払いいただく金額、及び③から⑥によって各回ごとにお支払いいただく金額(以下「分割支払金」とい、毎月の支払金額の総称を「弁済金等」という)は予めご利用明細書で郵送又は電磁的方法により通知します。本会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。弁済金等、利用内容、残高その他ご利用明細書に記載の内容については、当該通知受取り後 20 日以内に、本会員から特にお申し出のない場合は承認されたものとします。 (4) 本会員は、当社が定める日までにお申し出いただくことにより、次回お支払日の弁済金等を増額できます。 (5) 手数料率、末尾「月々のお支払額算出表」の金額は、金融情勢等により変更することがあります。その場合、第 19 条(本規約の変更等)の規定にかかわらず、当社から変更をお知らせした時の残高を含め、変更後の手数料率及び金額が適用されます。 (6) 分割払いの場合に、本会員が当初の契約のとおりにお支払いされ、かつ約定支払期間の途中で残債務を一括してお支払いいただいた場合、会員は 78 分法又はこれに準じる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。	第7条(弁済金等の支払方法等) (3) (2) ①の弁済金(⑦による変更後の弁済金を含む)、②の1回払いによりお支払いいただく金額、及び③から⑥によって各回ごとにお支払いいただく金額(以下「分割支払金」とい、毎月の支払金額の総称を「弁済金等」という)は予めご利用明細書で郵送又は電磁的方法により通知します。<u>ただし、本会員が Net アンサーの登録を行わない場合において、所定期間内に1回払いのみを利用したときは、ご利用明細書の受取りには、別途当社所定の手続きをおとりいただく必要があります。</u> (4) 本会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。弁済金等、利用内容、残高その他ご利用明細書に記載の内容については、当該<u>ご利用明細書の受取り後</u> 20 日以内に、本会員から特にお申し出のない場合は承認されたものとします。 (5) (略) (6) (略) (7) (略)

【下線部は改定部分を示します。】